

第 73 号議案

豊後大野市葬斎場条例の一部改正について

豊後大野市葬斎場条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 11 月 30 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

豊後大野市葬斎場の使用料における市民の区分の適用範囲を見直したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市葬斎場条例の一部を改正する条例

豊後大野市葬斎場条例（平成 17 年豊後大野市条例第 170 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「市民及び市民以外の」を削り、同条第 2 項中「者」の次に「(以下「使用者」という。)」を加える。

第 8 条中「葬斎場使用願出者」を「使用者」に改める。

別表に備考として次のように加える。

備考

- 1 「市民対象区域」とは、豊後大野市又は臼杵市（野津町の区域に限る。以下同じ。）をいう。
- 2 「区域内対象者」とは、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者又は臼杵市の住民基本台帳に記録され、かつ、豊後大野市葬斎場三重葬斎場を使用する者をいう。
- 3 「市民」とは、次に掲げる場合をいう。
 - (1) 遺体の場合 死亡者が死亡時に、又は使用者が現に区域内対象者である場合
 - (2) 死産児の場合 死産児の父又は母が区域内対象者である場合
 - (3) 肢体の一部の場合 身体の一部を失った者が区域内対象者である場合
 - (4) 胎児又は胎盤の場合 病院等の所在地が市民対象区域である場合又は使用者が区域内対象者である場合
 - (5) 改葬遺骸等の場合 使用者が区域内対象者である場合

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の豊後大野市葬斎場条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。